

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について（案）

令和2年12月21日の第1回「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」を踏まえ、日本原子力研究開発機構の意見について、以下のとおり回答いたします。

○【報告事象は適切か】

廃止措置申請中や長期停止など、安全上の影響・施設の状態を考慮に入れるか

【意見】

- ・ 運転中の施設と廃止措置段階の施設では求められる安全機能や事故時影響が異なることから、原子力施設の運用状況による安全上の影響を考慮した法令報告事象区分を検討いただきたい。
- ・ 核燃料物質使用施設においては、複数の施設をまとめて使用許可を取得し、使用変更許可によって個々の施設に関する使用の廃止をおこなっている場合もある。安重施設の有無、41条該当又は非該当等安全上のリスクも異なることから核燃料物質使用施設の特徴を踏まえた区別の検討をしていただきたい。
- ・ 規則「事故報告等の報告」の報告対象について議論させていただきたい。
例えば、「核燃料物質の使用等に関する規則」第6条の10の第2号

○【報告事象の解釈の記載は適切か】

【意見】

- ・ 現状の法令報告対象事象やその解釈（訓令）については、原子炉施設の運用状況を考慮した安全上の影響度合いに則したものではなく、広範に報告を義務付けていると思われるため、安全上の影響度合いの大きな事象に重きをおいた法令報告事象としていただきたい。
例えば、以下は見直しが必要ではないかと考えている。
- ・ 核燃料物質の使用等に関する規則
第6条の10第2号
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

第 16 条の 14 第 3 号

第 16 条の 14 第 4 号

・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 16 条の 14 の運用について（訓令）

Ⅱ 報告基準の各号

○【報告の期日は適切か】

【意見】

・規則に定める「10 日以内」の期限を第 1 報として事象内容の報告であれば、
適当と考える。「原因究明及び再発防止対策」については、実情「10 日以内」
を超えて時間を要している。原因調査の状況及びそれらに対する処置は原子
力規制検査でも確認していただけたらと考えているため、「報告期日」に具体
的な日数を設定せず、状況に応じた運用を要望する。

○その他

・法令報告には「事故時対応」と「情報共有」の側面があると理解している。法
令報告の主たる目的を「事故時対応」とするか、「情報共有」とするかによつて
対応が異なると思われることから、これらについて議論させていただきたい。

以上